

高知県立病院医業未収金回収業務委託公募型プロポーザルに係る質問書への回答

令和4年1月1日時点

No.	表題	質問	回答
1	委託債権内容について【1】	<p>今回委託予定債権の金額及び件数について、ご教示下さい。</p> <p>①未収発生から3年未満のもの ②未収発生から3年以上経過しているもの ③初委託分（今までサービス又は弁護士に依頼したことがない）のもの ④現在委託済分（一度でもサービス又は弁護士に依頼した事がある）のもの ⑤初回委託時にお預け頂けるもの</p>	<p>① 未収発生から3年未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あき総合病院 44件 2,339,026円 ・幡多けんみん病院 31件 1,121,940円 <p>② 未収発生から3年以上経過しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あき総合病院 44件 1,189,092円 ・幡多けんみん病院 173件 3,015,640円 <p>③初委託分（今までサービス又は弁護士に依頼したことがない）のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あき総合病院 35件 817,740円 ・幡多けんみん病院 0件 0円 <p>④現在委託済分（一度でもサービス又は弁護士に依頼した事がある）のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あき総合病院 53件 2,710,378円 ・幡多けんみん病院 204件 4,137,580円 <p>⑤初回委託時にお預け頂けるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あき総合病院 88件 3,528,118円 ・幡多けんみん病院 204件 4,137,580円
2	委託債権内容について【2】	<p>今回委託予定債権の内、以下のものについてご教示下さい。</p> <p>①総債権残高が1万円以上のもの ②総債権残高が10万円以上のもの</p> <p>また、仕様書2（3）の記載事項に関して、居住調査及び相続調査は弁護士判断で実施の可否を決めることが可能でしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>仕様書2（3）に記載の通り「転居、死亡等により請求先が不明となった納入義務者等について、居所、相続人等の調査（居住先調査は総債権残高1万円以上、相続調査は総債権残高10万円以上全件）」を対象に行っていただくこととなります。</p>